

昭和二十五年厚生省令第十五号

身体障害者福祉法施行規則

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）を施行するため、及び同法第十五条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則を次のように定める。

（法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練）

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

（法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第一条の二 法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

（判定書の交付）

第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。

（身体障害者手帳の申請）

第二条 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該申請に係る身体障害者が十五歳未満である場合においては、第二号に掲げる事項）を記載した申請書により行うものとする。ただし、当該身体障害者の居住地と当該身体障害者の保護者の居住地が同一の場合には、第二号に掲げる事項のうち当該保護者の居住地の記載を省略することができる。

一 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二 前号に掲げる事項並びに当該申請に係る身体障害者の保護者の氏名、生年月日、居住地及び当該身体障害者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 法第十五条第一項に規定する医師の診断書

二 法第十五条第三項に規定する意見書

三 当該申請に係る身体障害者の写真

（診査を受けるべき旨の通知）

第三条 令第六条第一項の規定による通知は、法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

二 進行性の病変による障害を有するとき。

三 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

（保健所長への通知）

第四条 令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）

二 身体障害者手帳の交付の年月日

三 障害名

（身体障害者手帳の記載事項等）

第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日

二 障害名及び障害の級別

三 削除

四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

3 第一項の障害の級別は、別表第五号のとおりとする。

（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）

第六条 令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日

二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別

四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄

五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由

（身体障害者手帳の再交付）

第七条 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第二条の規定を準用する。

2 前項に規定する者は、令第十条第一項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

第八条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示する場合に限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

一 次に掲げる事項

イ 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地、先に交付を受けた身体障害者手帳の交付番号及び当該身体障害者との続柄

ロ 当該申請に係る身体障害者の個人番号

ハ 申請の理由

二 当該申請に係る身体障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二

一項第一号に掲げる書類（身体障害者手帳を除く。）

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該申請に係る身体障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあつては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限り、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあつては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもののうち二以上の書類

2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失つた身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。

（社会福祉法人の指定）

第九条 法第二十五条第一項に規定する社会福祉法人が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、登記事項証明書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 法人の名称及び主たる事務所の所在地

二 定款

三 事業内容

四 建物の規模及び設備の概要

五 被保護者の概要

六 職員の定員

七 事業開始の年月日

八 収支予算書

九 理事その他の役員及び主な職員の履歴書及び資産状況

2 厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定による指定をしたときは、当該社会福祉法人の

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年二月二〇日厚生省令第六十六号）

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成二年二月二八日厚生省令第五十九号）抄

1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成五年二月一五日厚生省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年九月九日厚生省令第五十六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二七日厚生省令第六〇号）

この省令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成六年一〇月一四日厚生省令第六十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成六年二月一四日厚生省令第七十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条及び第二十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第十六条の規定の施行前に同条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則第二十条の三第一項の規定による届出を行った者は、第十六条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則第二十条の三の規定による届出を行った者とみなす。

附 則（平成七年二月二七日厚生省令第五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日厚生省令第二十九号）

1 この省令は、平成七年四月二十日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された身体障害者手帳に記載されている障害の級別については、当分の間、同令による改正後の別表第五号に規定する障害の級別とみなすことができる。

附 則（平成七年六月一四日厚生省令第三十六号）

この省令は、平成七年六月十五日から施行する。

附 則（平成九年三月二八日厚生省令第三十一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一九日厚生省令第二号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月九日厚生省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一月二一日厚生省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則（平成二一年一二月一日厚生省令第九十一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月一八日厚生省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月七日厚生省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月七日厚生省令第一〇〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則（平成一三年三月二七日厚生労働省令第三十九号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月一三日厚生労働省令第八十三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前において社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律百十一号。以下「改正法」という。）附則第二十七条第一号の規定に基づき行われる居宅支給決定（改正法第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第十七条の五第三項に規定する居宅支給決定をいう。）に係る新法第十七条の五第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、第一条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則第九条の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、十八日間とする。

附 則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年九月三〇日厚生労働省令第一二六号）

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年十二月一九日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二五日厚生労働省令第四十四号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一十七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一十七年三月二五日厚生労働省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行規則第一条の四の改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行規則第一条の四の改正規定及び第三条中知的障害者福祉法施行規則第四条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十七年四月一日厚生労働省令第七五号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一十八年二月二八日厚生労働省令第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年三月三一日厚生労働省令第七八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年四月一〇日厚生労働省令第一二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年九月二九日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 附 則 (平成二一年二月二四日厚生労働省令第一五七号)
 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日厚生労働省令第二二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に提出されている第九条の規定による改正前の身体障害者福祉法

施行規則による身体障害者手帳交付申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省令第二八号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式の経過措置)
 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年四月二七日厚生労働省令第六三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行前に交付された身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳に記載されている障害の級別については、当分の間、この省令による改正後の身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる障害の級別に該当するものとみなすことができる。

附 則 (平成三〇年八月三日厚生労働省令第一〇三三号)

(施行期日)
 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働省令第四八号)

(施行期日)
 1 この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定に

よる改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。
 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年三月二七日厚生労働省令第四八号)

(施行期日)
 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 2 この省令の施行の際現にある旧規格による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年五月二五日厚生労働省令第一〇三三号)

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行の日(令和二年五月二十五日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙第一号（第一条の三関係）

特 定 事（社会生活援助（更生生活）・福祉类）

第 号
年 月 日

取 扱 所

年度開始年度末生活状況調査票

令和 年 月 日付けの登録について以下記のとおり判定する。

取 扱 所

氏 名	第 一 姓 名	第 二 姓 名	年 月 日 生（歳）
居住 地	住 居 地	村 丁 番 号	方
判 定 年 月 日	令和 年 月 日		
判定 票			
取 扱 所			

[illegible][illegible]

害障いし著の能機の指四の肢上一てめ含を指しさとひは又指やお 8 のもたし廃全を能機の指三の肢上

級五

が点視開両 4 のの以六が角視中両 3 もいけが以の二野るに両 2 のの以〇〇が視眼方つ二〇力のいの視 1
七数認放眼 も下度五度野心眼 のるて欠上一分の視よ眼 も下二・力のその他か・が視眼方良力

害障いし著の能機衡平

節関一かれずい、ちうの節関手は又節関肘、節関肩の肢上一 2 害障いし著の能機の指やおの肢上両 1
肢下一 3 のもたし廃全を能機の節関足の肢下一 2 害障いし著の能機の節関膝は又節関股の肢下一 1

害障いし著の能機の幹体
もあ障に活生日で社よ害能の上よ等失動意不
のるの支動活常の会りに障機肢るに調・運随
もあ障に活生日で社よ等失動意不
のるの支動活常の会りに調・運随

のの以〇が点視視中両 5 も下点〇つえを〇
も下点四数認野心眼 のの以〇一か超点

肢上一 5 のもたし廃全を能機の指やおの肢上一 4 のもく欠を指やおの肢上一 3 害障いし著の能機の
のもし短上以一の分五十のさ長の側健は又上以ルトーメチンセ五てし比に側健が

著の能機の指三の肢上一てめ含を指しさとひは又指やお 6 害障いし著の能機の指しさとひび及指やおの

考 備 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級については二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。	

の 6 の も
も た し 廢 全 を 能 機 の 指 小 び 及 指 り す く 、 指 か な の 肢 上 一
の も い 短 上 以 一 の 分 十 二 の さ 長 の 側 健 は 又 上 以 ル ト 一 メ チ ン セ 三 て し 比 に

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用上（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものを用いる。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものを用いる。

別表第六号（第十九条関係）

別表第六号（第十九条関係）

（表 面）

4 第一項及び第二項の規定による機関は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	身 体 障 害 者 補 給 検 査 証

（裏 面）

第 号 令和 年 月 日交付	身 体 障 害 者 補 給 法（抄） （報告の徴収等） 第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前二項の規定による質問又は立ち入る検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
都 道 府 県 知 事（市長） 印	
職 名 氏 名	

備考 この用紙はA4用紙とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。